

1. 事業の目的

社会福祉法人友愛会が施設運営する指定介護老人福祉施設友愛園 短期入所生活介護事業所の適正な運営をを確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護（指定居宅サービス）を提供することを目的とする。

2. 事業の運営の方針

当施設では、利用される利用者に「心豊かに生きがいの持てる生活」をしていただくため、ご家族の皆様や地域の方々と共に各種行事を積極的に実施するなど、交流の機会を多くもうけるようにしております。

また、より良いサービスを提供させていただくため、職員の資質の向上を図るべく各種研修に参加し、利用者の要望等に添えるよう努めております。

3. 特別養護老人ホーム友愛園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

| | |
|----------|-----------------------|
| 施設名称 | 友愛園短期入所生活介護事業所 |
| 所在地 | 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根揚場後8番地2 |
| 介護保険指定番号 | 短期入所生活介護 (0372500314) |

(2) 同施設の職員の職種、員数及び職務内容、勤務体制

園長

園長は、事業所の運営管理を統括し、指揮監督を行う。

午前8時30分から午後5時30分

係長

1名

係長は、事業所の一切の業務管理を一元的に行う。

午前8時30分から午後5時30分

医師

1名

医師は、利用者の健康状態を把握し健康保持の為の適切な処置を行う。

午後2時00分から午後3時00分（火曜日）

介護支援専門員

1名以上

介護支援専門員は、利用者に係る短期入所生活介護計画の立案、作成を行う。

午前8時30分から午後5時30分

生活相談員

1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等との連携を行う。

午前8時30分から午後5時30分

看護職員

3名以上

看護職員は、利用者の健康状態の把握及び医療的処置を行うとともに、機能訓練等の指導を行う。

午前8時00分から午後5時00分

午前9時00分から午後6時00分

介護職員 19名以上

介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、利用者の日常生活上の世話をを行う。

早番 午前6時30分から午後3時30分

早番 午前8時00分から午後5時00分

日勤 午前9時00分から午後6時00分

日勤 午前10時00分から午後7時00分

夜勤 午後5時00分から午前10時00分

栄養士 1名以上

栄養士は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好に配慮した献立の作成を行う。

午前8時30分から午後5時30分

調理員 9名

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき食事の調理を行う。

早退 午前5時00分から午前9時00分

早番 午前5時00分から午後2時00分

日勤 午前9時30分から午後6時30分

遅番 午前10時00分から午後7時00分

(3) 同施設の設備の概要

| | | | | |
|----|-------------|-----|-------|----|
| 定員 | 52床・短期12床 | 静養室 | 1室 4床 | |
| 居室 | 4人部屋 | 14室 | 医務室 | 1室 |
| | 2人部屋 | 3室 | 食堂 | 2室 |
| | 1人部屋 | 2室 | 機能訓練 | 1室 |
| 浴室 | 一般浴槽と特殊浴槽あり | 娯楽室 | 1室 | |

4. サービス内容

①食事

個々の状態に応じた献立による食事を提供します。

朝食 午前8時00分～

昼食 午後0時15分～

夕食 午後6時00分～

②入浴

週に2回入浴することができます。

状態により一般浴、特別浴、または清拭となる場合があります

③介護

状態に応じて適切な介護サービスを提供します。

●着替え介助

●食事介助

●排泄介助

●おむつ交換

●体位変換

●シーツ交換

●施設内移動の付添い 等

④機能訓練

状態に応じた機能訓練を行います。

⑤健康管理

短期入所生活介護の初日に簡単なチェックを行います。

また、毎週火曜日、嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。

- ⑥理容サービス 当施設では、毎月第2、3月曜日に理容サービスを実施しております。
- ⑦生活相談 わからない事や悩みについて、生活相談員等に相談することができます。
- ⑧レクリエーション 夏祭りビヤガーデン、秋祭り文化祭、園外散歩等各種行事等を実施します。

等

5. 利用料金 ※利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする

(1) 基本料金

①施設利用料

単位：円

| 1日あたりの利用料金 | 介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 | |
|------------|-------------------------|------|
| 要支援1 | 4,510円 | 451円 |
| 要支援2 | 5,610円 | 561円 |
| 要介護1 | 6,030円 | 603円 |
| 要介護2 | 6,720円 | 672円 |
| 要介護3 | 7,450円 | 745円 |
| 要介護4 | 8,150円 | 815円 |
| 要介護5 | 8,840円 | 884円 |

②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

1日 18円

③送迎代(通常の実施地域は、金ヶ崎町全域です)

片道 184円

④療養食加算(※必要な方。1日3食を限度とする)

1日 8円

⑤夜勤職員配置加算(1)(※要支援認定の方は加算対象となりません)

1日 13円

⑥生産性向上推進体制加算Ⅱ

1日 100円

⑦介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

14.0%(介護保険利用額合計額)

⑧滞在費

1日 915円

⑨食費

1食 550円

※ 特定入所者介護サービス費の給付対象で「負担限度額認定証」が交付された該当者については、⑧、⑨について認定証の負担限度額のとおりお支払いいただきます。尚食費は、一日の食費の合計額です。

| 負担段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② |
|------|------|------|--------|--------|
| 滞在費 | 0円 | 430円 | 430円 | 430円 |
| 食費 | 300円 | 600円 | 1,000円 | 1,300円 |

(2) その他の料金

①特別食

1食あたり（メニューにより異なります）

②理容費

1回あたり 2,300円

③その他の費用

- 上記のほか、レクリエーション費用、嗜好品代（酒、おやつ等）などは自己負担となります。

(3) キャンセル料

入所前にお客様のご都合によりサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

| | |
|--------------------------|------------|
| ①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 | 無 料 |
| ②入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合 | 1日の利用料の20% |

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合は、退所日までの日数を基に計算します。

*以下の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- 利用者が中途退所を希望した場合
- 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、30日以内にお支払い下さい。

お支払い方法は、下記の方法により頂きます。

| 支払い方法 | 支払い要件等 |
|---------|---|
| 口座引き落とし | 23日に口座引き落としにてお支払い頂きます。 (東北銀行・岩手銀行・北日本銀行・東北6県の信用金庫・岩手県内の農業協同組合・ゆうちょ銀行) なお、口座振替手数料は自己負担となります。 (一律、月200円) |

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は約1ヶ月前からできます。

*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合によりサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- お客様が介護保険施設に入所した場合
- お客様がお亡くなりになった場合
- 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要認定介護区分が、非該当（自立）と認定された場合

*この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更し、再度契約をすることができます。

③その他

お客様がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも拘らず、30日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書にて通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合は、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当施設のサービスの特徴

(1) サービス利用にあたって

- お客様3人に対して1人の介護員がおります。
- 本人やご家族と相談しながら介護計画を立てます。
- 自立のためにも、本人が自分でできることは積極的に応援します。
- 各種の行事と活動は、お客様の生きがいがづくりが目的です。
- ご意見ご要望或いは気が付いたことに対しては、施設内に受付窓口を設けております。お気軽にお申し出ください。

(2) 秘密保持について

事業所は、業務上知り得た利用者及びご家族の情報や秘密については正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は職員でなくなった後においても、また契約終了後においても同様です。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- 面会 ・面会簿への記入をお願いします。
- 金銭・貴重品の管理 ・施設にてお預かりすることもできます。
 ・お問い合わせには、いつでもお応えします。
- 所持品持込み ・私物の持込みは原則として自由ですが、量・大きさ・内容等に

よってはお遠慮願うこともあります。（19インチ程度のテレビは持込み可です）

・衣類・持ち物に名前を記入する場合がありますので、ご了承ください。

●その他

・宗教活動や営利活動はお遠慮くださるようお願いいたします。

8. 緊急時の対応方法

お客様に容態の変化等が見受けられた場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

| 緊急連絡先 | |
|-------|--|
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 電話番号 | |
| 続 柄 | |

9. 非常災害対策

●防災時の対応----災害による被害を最小限に止めるため防災計画を作成し、常に消防署・近隣と連携を重ね、防災対策に万全を期しております。

●防災設備 ----専門業者の定期点検に加え、防災管理委員会を組織し、自主点検します。

●防災訓練 ----定期的に年4回の避難訓練、内1回夜間総合訓練を実施します。

●防火管理者 ----園長 高橋 徳行

10. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

電話 44-4111（月～金曜日、午前8時30分～午後5時30分）

苦情解決責任者：園長 高橋 徳行

苦情受付担当者：係長 佐藤 明美、生活相談員 高橋 太陽

※ご不明の点は、なんでもおたずねください。

②その他

当施設以外に、市区町村等の相談・苦情窓口でも受け付けています。

金ヶ崎町保健福祉センター担当課

電話 0197-44-4560

奥州市長寿社会課

電話 0197-24-2111

岩手県介護保険担当窓口

電話 019-651-3111

当法人の概要

社会福祉法人友愛会

理事長 小野寺 逸夫

岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根揚場後8番地2

電話 0197-44-4111

| | | |
|-------------|-----------------|-----|
| 11. | 1、特別養護老人ホーム | |
| 名称・法人種別 | 2、短期入所事業 | |
| 代表者役職・氏名 | 3、通所介護事業 | |
| 本部所在地・電話番号 | 4、居宅介護事業 | |
| | 5、高齢者生活支援事業 | |
| 定款の目的に定めた事業 | 6、小規模多機能型居宅介護事業 | |
| | 特別養護老人ホーム | 1カ所 |
| | ユニット型特別養護老人ホーム | 1カ所 |
| | 短期入所生活介護 | 1カ所 |
| | 通所介護 | 2カ所 |
| | 居宅介護支援 | 1カ所 |
| | 高齢者生活支援 | 1カ所 |
| 施設・拠点等 | 小規模多機能型居宅介護 | 1カ所 |

12. その他

- 要介護認定を受けていない方も緊急の場合は、ご利用になれます。
- 居室があいている場合は、保険外の利用にも応じます（全額自己負担が原則）

契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 8 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根揚場後 8 番地 2

名 称 社会福祉法人友愛会

理事長 小野寺 逸 夫 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム友愛園

氏名 高橋 太陽、山路彬子 印 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者 住所 金ヶ崎町西根和光117

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印